

奈良県告示第二百五十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
医療法人拓生会奈良西部病院	奈良市三碓町二二四三一	平成二十八年十一月十六日